

令和4年度第1回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

開催日時 令和4年6月13日(月) 午前9時58分～午前10時38分

開催場所 あわぎんホール 4階 会議室3・4

2 出席者

(公益委員)段野委員 稲倉委員 佐野委員 撫養委員 端村委員
(労側委員)川口委員 山本委員 三木委員 賀川委員 恵島委員
(使側委員)脇田委員 中村委員 天野委員 小林委員 藍原委員

3 議題

- (1) 会長、会長代理の選出
- (2) 審議会運営規程の改正について
- (3) 「あり方検討小委員会」の設置について
- (4) 令和4年度の審議日程について
- (5) 実地視察について
- (6) その他

4 議事

事務局(室長)

ただ今から令和4年度第1回徳島地方最低賃金審議会を開会します。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

私は、賃金室長の天満と申します。どうぞよろしく願いいたします。

会長及び会長代理が選出されるまで、事務局で議事を進行させていただきます。

着座にて失礼します。

お手元配付の資料、資料1に、令和4年度審議会委員名簿を付けております。

議事に入ります前に、本年度、新しく御就任いただきました委員を御紹介させていただきます。

公益委員として新しく御就任いただきました四国大学経営情報学部准教授 稲倉典子(いなくら のりこ)委員です。

使用者側委員の徳島県経営者協会 脇田 亮（わきた りょう）委員です。
続いて、事務局も異動がございましたので紹介をさせていただきます。
小宮山労働基準部長です。小宮山部長はこの4月の異動により着任しております。
吉成賃金室長補佐です。吉成補佐も4月の異動により着任しております。
それでは、伊藤徳島労働局長から挨拶を申し上げます。

伊藤局長

皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また委員の皆様方におかれましては日頃より労働行政に格別の御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

今年は第53期の最低賃金審議会の2年目ということでございますけれども、3月31日付けで関口会長と使用者代表委員の平島委員が退任され、新しく2名の委員の方が就任されております。

さて、昨年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、中央最低賃金審議会において過去最大28円が目安が示され、大変難しい御審議をしていただき、徳島県最低賃金824円、28円アップという御答申をいただきました。その御決断に改めて感謝申し上げたいと思います。

今年度におきましても、6月7日に閣議決定されました、経済財政運営と改革の基本方針2022で最低賃金にも触れられ、「景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に、全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。」とされ、最低賃金審議会ですっかり議論することを求められております。この徳島県の状況、また新型コロナウイルス感染症の影響やロシアのウクライナ侵攻による経済情勢に与える影響など、やはりこの審議、簡単にはいかないことは重々承知しておりますけれども、労使双方が納得し得る審議結果となるよう今後の審議会に御審議いただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議におきましては、会長、会長代理の選出をお願いした後、今年度の審議の進め方などにつきまして忌憚のない意見を頂戴したいと思っております。私ども事務局としましても、十分に審議を尽くしていただけますよう、円滑な審議会運営に努める所存でございますので、御協力の程よろしく願い申し上げます。

それでは本日、どうぞよろしく願いいたします。

事務局（室長）

本日の審議会の成立の可否についてですが、最低賃金審議会は、最低賃金審議会令第5条により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。本日は15名の委員に出席いただいております。審議会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開しており、3名の方から傍聴の申込みを受けて、3名の方が傍聴されております。傍聴される方は、事前に事務局からお渡ししている注意事項を守っていただきますようお願いいたします。なお、傍聴人による意見表明などの発言はできません。また、審議に差し障る行為などがあつた場合には、退席をお願いする場合がありますので、御留意いただきますようお願いいたします。

本日の審議会では、会長、会長代理の選出、「あり方検討小委員会」の設置及び委員の指名、今年度の審議予定、実地視察等について御審議いただく予定としております。

それでは、次第1の「会長及び会長代理の選出」に移ります。会長及び会長代理は、最低賃金法第24条の規定により、公益委員の中から選出することになっております。5月26日に開催されました公益委員会議におきまして、会長に段野委員、会長代理に稲倉委員を、との推薦をいただいておりますが、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ただ今、会長に段野委員、会長代理に稲倉委員を選出することで、皆様の同意をいただきましたので、これ以後の会議の進行は段野会長をお願いいたします。なお、お二人には恐れ入りますが就任の御挨拶をお願いしたいと存じます。

まず、段野会長お願いします。

段野会長

ただ今、会長を拝命いたしました、段野でございます。

先ほどの局長の御挨拶にもありましたが、今年度も厳しい状況の中での審議になるかと思っております。委員の皆様におかれましてはそれぞれの立場から御意見はあろうかと思っておりますが、徳島にふさわしい最低賃金の決定になりますよう真摯な御議論をいただきますようお願い申し上げます。私ども公益委員としましても、公正中立

な立場から円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

事務局（室長）

ありがとうございました。稲倉会長代理お願いします。

稲倉会長代理

初めまして、稲倉と申します。会長代理として自分にできる最善のことをやっていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（室長）

ありがとうございました。それでは、ここからは段野会長に会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

段野会長

それでは、審議会を進めてまいります。まずは、本日お配りしております資料に関して事務局から説明をお願いします。

事務局資料説明（室長）

それでは、お配りしております資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料9までと資料22以降は、後程の議題の中で触れさせていただきますので、ここでは省略させていただきます。

資料10は、昨年度改正されました徳島県最低賃金及の周知用リーフレットとなります。

資料11は、昨年度の全国の地域別最低賃金の改定状況となります。40都道府県で目安どおり28円の引上げ、7県でプラス1円から4円の引上げとなっております。10月8日までにすべての都道府県で改正発効されております。一番高いのが東京の1,041円、次いで神奈川の1,040円、大阪992円となっております。一番低いのが高知と沖縄の820円となっております。全国加重平均は930円、引上げ額の平均は28円、上昇率は3.1%となっております。

めくっていただいて資料 12 は、徳島県最低賃金及び3つの特定最賃の平成 20 年度以降の改正の推移でございまして、年度毎の目安額、引き上げ額、未満率、影響率などを表示しています。

それから資料 13 でございますが、平成 7 年以降の四国 4 県の地域別最低賃金の改正の推移を記載しています。一番下の欄が今年の改正額であり、四国 4 県とも目安どおり 28 円の引き上げとなっております。現在の四国のランクですが、徳島と香川が C ランク、愛媛と高知が D ランクとなっております。このランクはおおむね 5 年毎に見直しが行われることとなっておりますが、本来であれば昨年度にランクを含めた目安制度の見直しが行われる予定でございましたが、今年度中、令和 5 年 3 月の取りまとめを目指しております。

それから資料 14 でございますが、平成 19 年以降の徳島県の特定最賃と四国内で共通する特定最賃の推移を表示しています。造作材につきましては、四国といえますか全国でも徳島だけとなっておりますので載せておりません。

それから資料 15 と 16 は特定最賃に関するものでございます。資料 15 は、3 つの特定最賃にかかる改正の申し出の意向確認状況、資料 16 は、今年度の特定最賃の適用使用者数及び適用労働者数を記したのになります。

それから資料 17 でございますが、これは内閣府発表の月例経済報告、日銀徳島事務所発表の徳島県金融経済概況、徳島経済研究所発表の徳島経済レポートの基調判断部分を記したものです。上段が全国、中段と下段が徳島の状況を示しております。直近の状況では、上段が月例経済報告、全国の状況になりますが「景気は、持ち直しの動きがみられる。」、中段の徳島県金融経済概況では、「徳島県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響が引き続きみられるものの、基調としては持ち直している。」、下段の徳島経済レポートでは、「景気は持ち直し傾向が続く。」とされております。

次に資料 18、51 ページになりますが、直近発表の徳島県の有効求人倍率の推移を表したグラフでございまして、有効求人倍率は折れ線グラフにありますように 4 月は 1.25 倍となっております、前月を 0.03 ポイント下回っております。労働局といたしましては、徳島県における雇用失業情勢について、「求人改善傾向が続き、持ち直しの動きがみられる。有効求職者がコロナ前と比較して、高い水準で推移するなど、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と判断しているところでございます。

続きまして資料 19 と 20 は負債 1,000 万円以上の倒産件数と負債総額を表示した資料で、いずれも表の一番左が今年の件数になります。資料 19、52 ページですが

帝国データバンク徳島支店発表で、4月の倒産件数は1件、資料20が東京商工リサーチ徳島支店発表で、4月の倒産件数は2件となっております。今日の新聞に帝国データバンクの数字が載っております、5月が3件で増えていますが、資料には反映されておられません。

それから資料21でございますが、今年の春闘結果を当貸金室で取りまとめたものでございます。厚生労働省発表のものは例年8月発表となっておりますので本年度は記載できておりません。連合さんの6月3日の集計では規模合計4,331組合で率2.09%、前年同時期比0.3ポイントプラスとなっております。経団連発表では大手企業81社で2.27%、前年比プラス0.57ポイント、日経新聞の独自調査では311社で率2.28%前年比プラス0.48ポイントとなっております。徳島県経営者協会につきましては、今年は把握できていないため空白となっております。次回の第2回審議会では載せられると思っております。

資料に関する説明は、簡単ではございますが以上で終わらせていただきます。

段野会長

ただ今の事務局の説明について御質問はありますか。また、全般的に何か御意見がございましたらお願いします。労側、いかがでしょうか。

川口委員

連合徳島の川口です。今、天満室長から説明いただいた資料について特にこれといったことはありませんが、今年は話の中にもありましたが、景気が回復基調にあるということからすると、今年もできれば最賃の改定額を政府の骨太の1,000円というのがあります。様々な課題もございますが、それを目指して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

段野会長

ありがとうございました。使側はいかがでしょう。

脇田委員

脇田でございます。はじめてなもので、あの、コロナもそうなんです、それにウクライナが加わって、原材料高であったり原油高、そういったところで回復基調にあるとは言っても、先立ってのマスコミの報道を見ましても8割くらいの企業に影響が出ています。コロナ前の状況にも程遠い状況にあらうかと

思っています。こういった中での最低賃金の引き上げを行うにあたっては、やはり慎重にやっていくべきだと思っています。丁寧にいろいろな人から意見を聞きながらやっていくべきだと思います。以上です。

段野会長

ありがとうございました。それぞれ御意見をいただきましたので、今後の審議を通じて双方の認識を深めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、次第2の「審議会運営規程の改正について」の議題に移ります。

事務局より説明お願ひします。

事務局（室長）

それでは、先ほど説明できていなかった資料22から24には、審議会関係の運営規程を添付していますが、本日の議題とさせていただきます改正部分を赤字で記載させていただきます。お願ひいたします。

資料22は「徳島地方最低賃金審議会運営規程」、資料23は「徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」、資料24は「徳島地方最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規程」の改正案となっております。

改正につきましては3点ございまして、一つがオンライン規定の追加、それと専門部会の公開、それから議事録に関する署名の廃止、この3つでございます。

まず1点目がオンライン規定の追加についてでございます。資料22、55ページになりますが本審運営規程第4条、資料23、58ページにあります専門部会運営規程第3条、資料24、60ページがありますが、あり方検討小委員会運営規程第5条で、テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席を認めることとするものでございます。昨年からの検討課題となっておりますが、原則は参集方式で行い、例えばコロナの感染拡大により開催できない、あるいは出席できないといった事態に備えての対応策でございます。先日、委員の皆様と事務局での接続テストを行いました。運用に向けての課題はございます。実際の運用に向けて規程の改正は必要であると思ひいただければと思ひしております。

それから2点目の専門部会運営規程の会議の公開についてでございます。資料23、58ページ専門部会運営規程第5条に「会議の公開」という項目を追加するものです。現在、本審については「会議の公開」についての規程があり公開としていますが、専門部会については規程もなく現状では非公開となっております。ただし、規程を改正したから本審と同様に専門部会も全面公開するというものではござい

ません。しかしながら、全国的にも少しずつですが一部公開に向けた動きがあり、いきなり全面公開は難しいですが、一部公開に向けて、あり方検討小委員会等で委員の皆様のお意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

それから3点目の議事録に関する署名の廃止についてです。こちらにつきましてはいずれも、御了解いただいているものと認識しております。署名については廃止としますが、委員の皆様には昨年と同様に電子メールにて議事録をお送りさせていただいて内容を確認をいただくこととします。

以上が運営規程の改正についてでございます。

段野会長

ただ今の説明について、何が御意見等ありますでしょうか。

なければ、本日付けにて改正とさせていただきますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、次第3の「あり方検討小委員会の設置」の議題に移ります。

徳島地方最低賃金審議会運営規程第3条により、「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」となっておりますので、従前どおり「徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会」を設けることにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、「あり方検討小委員会」を設けることとしまして、委員は、各側2名となっております。公益は先の打ち合わせで私と稲倉委員が担当することになりましたが、昨年と同様に委員の経験の長い佐野委員にオブザーバーとして入っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

労・使につきましてはこの場で、御協議いただき、もしくは決まっていれば、それぞれ御報告いただきたいと思います。資料2に昨年度の名簿を付けております。労側はいかがでしょう。

川口委員

労働者側は昨年と変わらず川口と山本です。

段野会長

分かりました。使用者側お願いします。

脇田委員

使用者側でございますが脇田と中村でお願いいたします。

段野会長

分かりました。それでは「徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会」の委員につきましては、公益は私と稲倉委員、オブザーバーとして佐野委員、労側は川口委員と山本委員、使側は脇田委員と中村委員にお願いいたします。

それでは、次第4の「令和4年度の審議日程について」に移ります。

最初に、事務局より審議日程案について説明をお願いします。

事務局（室長）

今年度の審議日程の予定等について説明させていただきます。

まず資料3を御覧いただきたいと思います。最低賃金改正決定の流れを付けております。ここに記載されておりますのは、一番左が中央最低賃金審議会での目安審議、真ん中が地方最低賃金審議会の地域別最賃審議、右側が地方最低賃金審議会の特定最賃審議の一般的なフローチャートになります。委員の皆様方には、このフローチャートに沿ったスケジュールで審議を進めていただくこととなります。

次に資料4です。本年度の審議日程の案を付けております。また参考に令和2年度及び令和3年度の審議日程をつけています。

本年度の審議日程案につきましては、全委員に御出席いただく本審につきましては赤色、特定最賃に関する予定につきましては青色、県最賃に関する予定を黒色で表示しています。緑色は実地視察となっています。

現在は、6月30日（木）開催の第2回本審までは事務局で決めさせていただいております。第2回本審におきましては県最低賃金の改正諮問と特定最低賃金改正の必要性諮問を行うこととなっております。例年のとおり特定最低賃金改正の申し出は6月24日（金）までに事務局に御提出の程よろしく申し上げます。すでに提出いただいている特定最低もでございます。

それから第3回本審につきましては、今のところ7月下旬の予定ですが、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達を行い、引き続いて開催の第1回県最賃専門部会から実質的な金額審議に入ることとなります。

また一方で県最賃の発効日の目標を例年10月1日とさせていただいておりますので、そのためには、改正額の答申を8月5日（金）にいただかなければならないこととなります。

ここで資料7を御覧いただきたいと思っております。これは地域最賃改正の答申から発効日までの最短日程を表したものでございます。法律上、最低賃金審議会から答申をいただいた場合、その地域の関係労使はその答申に対する異議の申し出をすることとできるとされておりまして、その申し出期間が15日間。その間に異議申し出があれば、その異議に対して審議会から答申をいただいたあと、改正額を決定することとなります。そして官報公示を行い30日経過後に効力が発生することとなります。8月5日に答申をいただいた場合、異議申出の締め切り日が8月20日となりまして、その翌週月曜日の8月23日に本審を開催しまして異議に対する審議を行い、答申をいただくこととなり、それを受けて、はじめて局長が金額を決定。その当日の午後2時までに官報公示手続きすることによって9月1日に官報公示がされ、30日経過後の10月1日に発効となります。しかしながら改正額の答申が延びて8月8日となりますと、この表のとおり発効日は10月2日とずれてしまうこととなります。

第3回本審以降の日程でございますが、先日、委員の皆様からいただきました日程調整表を拝見しますと、7月下旬の開催は難しく、事務局案としましては8月1日（月）に第3回本審（目安伝達）それから引き続き第1回専門部会を、8月3日（水）に第2回専門部会、8月5日（金）に第3回専門部会と第4回本審議（答申）で開催したく日程調整をお願いしているところです。時間帯、予備日につきましては、6月24日のあり方検討小委員会で決めていただくこととしております。もちろんそれまでに調整できれば連絡させていただきたいと考えております。

続きまして特定最賃につきましては、例年異議審議を行う日の同日、午前中に特定最賃合同専門部会を開催しまして必要性審議を行っております。その直後に開催さ

れる本審において金額改正諮問を行なわせていただき、意見公示期間 15 日経過後の 9 月下旬から 10 月中旬にかけて、それぞれの専門部会において金額審議を行っていただいております。

資料 8 を御覧いただきたいと思います。特定最賃につきましては例年 12 月 21 日発効となっておりますが、この表のとおり 12 月 21 日発効とするためには、10 月 21 日までに改正金額の答申をいただく必要があります。これ以降だと発効日が後ろにずれていくこととなります。

最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるという最低賃金審議会令第 6 条 5 項を適用すれば、専門部会で全会一致の場合はそのまま審議会の答申となりますが、全会一致とならなければ 10 月に本審を開催する必要があります。特定最賃の専門部会の日程につきましては、特定最賃合同専門部会において調整していただくこととなります。

以上で、簡単ではございますが審議日程案等について説明を終わらせていただきます。

段野会長

ただ今の事務局の説明について御意見はありますか。

よろしいでしょうか。

次に、次第 5 の「実地視察について」に移ります。

最初に、事務局より説明をお願いします。

事務局（室長）

実地視察の趣旨としては事業場の意見を直接聞いていただいて、その年の審議に反映させていただくというものです。

資料 9 を御覧ください。過去の実地視察の状況でございます。

実地視察は、県最賃と特定最賃を毎年、交互に実施しており、昨年、一昨年もそうですが特定最賃造作材等の適用事業場の実地視察を 9 月に行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2 年連続で中止とさせていただきました。したがって今年は昨年実施できなかった特定最賃の適用事業場となります。

本日は実施するかどうかについての御意見をいただき、実施するとなった場合、あり方検討小委員会におきまして、対象業種等の御検討をいただきます。

先日の公益委員会議の中では、今年度は実施する方向で進めることで意見はまとまっております。以上でございます。

段野会長

ただ今の事務局の説明について御意見はありますか。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、今年はいかがいたしましょうか。

川口委員

すみません、川口です。2年続けて中止になったということで、今年は、表現が悪いかもしれませんが、新規感染者が落ち着いているという部分と、先ほど言った表現が悪いというのは、なんとなく皆が慣れてきているという気もします。

私は行ったことがないので分かりませんが、全員で行くイメージですかね。

事務局（室長）

県最賃と特定最賃が1年毎に交代ですが、県最賃の時は本審委員全員になります。なかなか全員揃うことはありませんが。特定最賃の場合は本審の委員の方と、例えば造作が対象であれば造作の委員ということになります。ですから、結構な大人数になると思います。

川口委員

今年は造作材に行くとするば、ここに造作の入られていない方がプラスされるというイメージですか。

事務局（室長）

そのとおりです。

川口委員

分かりました。当然、行く委員の都合もあるし、本人の意志もあります。行く先の了解が得られるのであれば話を進めていただければと思います。

段野会長

ありがとうございます。使側はいかがでしょう。

脇田委員

行くのはやぶさかではありませんが、感染の発症状況を踏まえてやるべきではないかと思います。条件付きでやっていただけるほうがいいのかなど。感染状況によっては向こうの方に多大な負担をお願いするということになるのであれば、その辺りも見ながらやっていく必要があると思います。以上です。

段野会長

ありがとうございます。それでは本年度の現地視察は実施する方向で進めたいと思いますが、業種等につきましてはあり方検討委員会において審議したいと思えます。よろしく申し上げます。

次にその他ですが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（室長）

事務局からは特にありません。

段野会長

本日の審議項目は以上ですが、他に何かありますでしょうか。

特になければ、これもちまして本日の審議は終了といたします。

（閉 会）